

基発 0319 第 3 号

平成 30 年 3 月 19 日

公益社団法人

日本産業衛生学会理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

第 13 次労働災害防止計画の推進について

厚生労働行政の運営につきまして、平素から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 6 条の規定に基づき、2018 年度を初年度とする第 13 次の労働災害防止計画を別添のとおり策定し、3 月 19 日付けで公示したところです。

1958 年以降、これまで 12 次にわたる労働災害防止計画により、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきた結果、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大きく改善してきました。一方で今なお年間 1,000 人近くの方が労働災害で亡くなっている現実があり、過労死や職場におけるメンタルヘルス不調も社会問題となっています。また、化学物質による健康障害の防止や、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への取組など、取り組むべき多くの課題が残っています。

第 13 次の労働災害防止計画は、このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めたものです。本計画の趣旨を御理解いただき、計画の推進に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。